

## 4.1 国際条約関連

国際海事機関(IMO)法律委員会では、海事法務に関する条約の策定および改正等について審議が行われている。平成 27(2015)年 4 月 14 日から 16 日にかけて、第 102 回法律委員会(LEG102)がロンドンの IMO 本部で開催され「HNS 条約の発効促進」や「外国での船舶の裁判上の売買の承認に関する国際条約案」などについて審議された。

### 1. HNS 条約の発効促進

昨年の同委員会において、未発効の 2010 年 HNS 条約議定書(1996 年の危険物質及び有害物質の海上輸送に伴う損害についての責任及び補償に関する国際条約を改正する 2010 年の議定書)に関するコレスポンデンスグループ(CG)の設置が決定され、発効促進に向け検討が行われてきた。

会合では、同 CG より貨物受取量報告の検討、批准を進めている国の法制度の情報提供および理解増進のための文書作成などの活動報告が行われるとともに、HNS 条約に対する理解を深めるための資料となる「Understanding HNS Convention」の作成や、CG メンバーの HNS に係る事故データを集めた「HNS Scenario」の作成、また、次回委員会で審議を予定している HNS 条約発効促進のための決議案の検討を行うため、CG の活動を更に 1 年間延長する提案がなされ、わが国を含む多数国が賛成し、了承された。

HNS 条約:船舶による海上輸送中の危険物質及び有害物質により発生した損害について、船舶所有者の厳格責任及び責任制限、船舶所有者の保険加入の義務化、HNS 貨物の受取人等が拠出する国際基金(HNS 基金)による補償を定めた条約  
発効要件:12 カ国(うち 4 カ国はそれぞれ 200 万総トン以上の船腹量)が批准、  
かつ一般会計で抛出貨物量が 4,000 トンを超えた時

### 2. 外国での船舶の裁判上の売買の承認に関する国際条約案

船舶が裁判上で売買される際、多くの法体系上船舶に存在していた債権(先取特権、抵当権など)は消滅し、購入者は債権なしの状態での権利を得られることを認めているが、実際の各国の法制はその手順に差異があり、まれに船舶の登録抹消、新規登録や競売前に存在した債務などについて問題が発生することがある。万国海法会(CMI)は、この問題を回避するため、船舶競売に係る手続きの統一的ルールを確立し、競売船舶の買主が正当に所有権を取得できる権利を確保すべく、「外国での船舶の裁判上の売買の承認に関する国際条約案」を平成 26(2014)年 6 月の CMI 総会で承認した。

会合では、CMI から条約案について説明がなされるとともに、本件を次回以降作業計画案に追加することが提案された。同提案について各国から一定の理解を示す意見は出されたが、条約化するためには差し迫った必要性(Compelling Need)が必要であること、こうした提案は CMI からでなく IMO 加盟国からの提案(又は加盟国との共同提案)としてなされる必要があることなどが指摘された。また、IMO が本件を審議する適当な機関であるのか、という意見も出されたことから、CMI に対し、次回会合で必要な情報や手続きを用いて再度提案

することが求められるとともに、IMO 事務局に対し、他の国際機関との連携の機会を探ることが求められた。